

雲 仙 天 草 国 立 公 園

天 草 地 域 管 理 計 画 書

平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

九州地方環境事務所

目 次

第1 管理計画区設定方針

1. 管理計画改定方針	1
2. 管理計画区区分方針	1
3. 天草地域の概要	2
4. 公園計画	3
5. 雲仙天草国立公園天草地域の指定及び計画の経緯	6

第2 東部管理計画区

1. 管理の基本的方針	7
（1）保護に関する方針	7
（2）利用に関する方針	8
2. 風致景観の管理に関する事項	9
（1）許可、届出等取扱方針	9
（2）公園事業取扱方針	13
3. 地域の開発整備に関する事項	18
（1）自然公園施設	18
（2）一般公共施設	19
4. 事業施設の管理に関する事項	20
（1）公園事業施設の管理	20
5. 利用者の指導等に関する事項	21
（1）自然解説に関する事項	21
（2）利用者の安全対策	21
6. 地域の美化・修景に関する事項	22
（1）美化清掃計画	22
（2）修景緑化計画	22

第3 西部管理計画区

1. 管理の基本的方針	23
（1）保護に関する方針	23
（2）利用に関する方針	25
2. 風致景観の管理に関する事項	26
（1）許可、届出等取扱方針	26
（2）公園事業取扱方針	26
3. 地域の開発整備に関する事項	28
（1）自然公園施設	28
（2）一般公共施設	29
4. 事業施設の管理に関する事項	30
（1）公園事業施設の管理	30
5. 利用者の指導等に関する事項	31
（1）自然解説に関する事項	31
（2）利用の規制	31
（3）利用者の安全対策	31

6. 地域の美化・修景に関する事項	32
（1）美化清掃計画	32
（2）修景緑化計画	32

別紙

- 1 天草地域管理計画区図
- 2 前島宿舎事業の取扱図

参考資料

- 1 特別地域内において採取を規制する植物
- 2 海中公園地区内において採捕等を規制する動植物
- 3 緑化植栽樹木リスト
- 4 特別地域内における行為の許可基準の特例

第 1 管理計画区設定方針

1 管理計画改定方針

雲仙天草国立公園の天草地域は、熊本県の南西部及び鹿児島県の北西部に位置し、西は天草灘から東シナ海の外洋に面し、東は八代海、北は有明海の内湾に面する、上島、下島、大矢野島及び長島を始めとする大小 120 余の島々から成っている沿岸海域景観を主体とする公園である。

天草地域の管理計画は、平成 4 年に作成され、その後 14 年が経過し、当該地域を取り巻く状況の変化があったことから、次の項目を重点に所要の改定を行うこととする。

- (1) 平成 17 年の公園計画の変更（第 1 回点検）に対応する。
- (2) 自然公園法施行規則第 11 条の規定による許可基準、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」及び「国立公園事業取扱要領」に基づき、適切な取扱方針を定める。
- (3) 管理計画作成要領の改正に伴う既存管理計画の内容整理をする。
- (4) 既存管理計画作成後の整備状況、地域状況の変化に対応する。

2 管理計画区区分方針

雲仙天草国立公園天草地域の地形的成因、景観の特性及び利用の特性等から、従来より次の 2 つの管理計画区に区分していたが、引き続き同様な区分とする。

(別紙 1 天草地域管理計画区図参照)

- (1) 東部管理計画区（上島を中心とする地域）

熊本県 上天草市
天草市

(2 市)

- (2) 西部管理計画区（下島・長島を中心とする地域）

熊本県 天草市
苓北町
鹿児島県長島町

(1 市 2 町)

3 天草地域の概要

(1) 自然の概要

地形は、天草松島、御所浦、獅子島及び長島などの内海多島海、牛深周辺、下島東海岸及び羊角湾などの沈降海岸、下島西海岸の海蝕海岸、並びに富岡の陸繋島など、多様で特色のある海岸景観を有している。また、上島東海岸の山稜線は、断層崖地形による観海アルプスといわれる特異な景観を呈している。

地質は、全体として、新生代の古第三系に覆われ、これを挟むように中生代の白亜系が東海岸及び西海岸に分布している。御所浦島などの白亜系地層には二枚貝などの化石が多く含まれている。

植生は、古くから薪炭林や坑木採取用に利用更新されてきたため、シイ、カシ萌芽林が多く見られ、これらの利用が行われなくなった現在では、本来の暖帯常緑広葉樹の照葉樹林に変わりつつある。また、海岸には、対馬暖流の影響を受けて、ミヤコジマツツラフジ、ハカマカズラ、ツルモウリンカ、ハマジンチョウ及びグンバイヒルガオなど暖地性植物が見られ、海岸斜面には、背の低いウバメガシ、ハマビワ、トベラ、シャリンバイ及びハマヒサカキなど独特な海岸風衝林が見られる。

動物は、鳥類と海中サンゴ類及び熱帯魚類が特筆される。冬鳥としてナベヅル、マナヅル、留鳥としてカツオドリなどが見られる。また、天草西部の海中には、色鮮やかなサンゴ類、トサカ類及びチョウチョウウオなどの熱帯魚類などの亜熱帯性の動物が豊富に見られ、富岡、天草及び牛深に海中公園地区が指定されている。

(2) 利用の概要

公園利用としては、本地域は昭和 41 年の天草五橋及び昭和 49 年の黒之瀬戸大橋の開通により、九州本土と陸続きとなったため、車による利用が飛躍的に増え、海岸景観の探勝やキリスト教史跡の探訪、海水浴、キャンプなど海辺のレクリエーション利用が主な利用形態となっている。また、牛深の海中公園では、グラスボートによる海中景観の探勝利用も行われている。

利用動線としては、熊本方面からの国道 266 号及び 324 号などの幹線があり、公園内の主要利用地区には、これらから分岐して到達することになる。天草西部地域は熊本市から遠距離で、一部バイパス開通もあるが道路の未改良などもあり、利用は少ない。天草全体としては上島北部の天草松島に利用が偏っている状況にある。

このほか、天草地域を巡る最近の状況として、自然海岸の減少、天草海洋リゾート基地建設構想による各種リゾート計画の見直し、公共事業の推進と景観保全、内湾部の水質悪化などがあげられ、課題も少なくない。

4 公園計画

(平成 17 年度末現在)

(1) 規制計画

ア 地域地区別市町村別面積

(単位：ha)

地域地区 市町村別		特別 地域					普通地域 (陸域)	計	海中公園地区
		特保	第1種	第2種	第3種	小計			
熊本県	上天草市	0	141	2,504	1,416	4,061	69	4,130	0
	天草市	1	56	4,905	4,299	9,261	293	9,554	100
	苓北町	0	0	141	141	282	8	290	16
	小計	1	197	7,550	5,856	13,604	370	13,974	116
鹿児島県	長島町	0	0	1,280	167	1,447	0	1,447	0
	小計	0	0	1,280	167	1,447	0	1,447	0
計		1	197	8,830	6,023	15,051	370	15,421	116

イ 地域地区別土地所有別面積 (単位：ha)

地域地区	国有地	公有地	私有地	計
特別保護地区	0	1	0	1
第1種特別地域	10	15	172	197
第2種特別地域	26	1,171	7,633	8,830
第3種特別地域	0	46	5,977	6,023
普通地域	59	17	294	370
計(陸域)	95	1,250	14,076	15,421
海中公園地区	—	—	—	116

(2) 施設計画

* 執行者欄の空欄：平成 17 年度末現在未執行事業

種類	管理計画区	位 置	執 行 者
道路(車道)	東部	合津・西目線	熊本県
〃	〃	天草松島線	熊本県
〃	〃	阿村・棚底線	熊本県
〃	西部	遠見山線	天草市
〃	〃	下田河浦線	熊本県
〃	〃	大多尾牛深線	熊本県、天草市
〃	〃	天附下の倉線	天草市
〃	〃	六郎次山登山線	
道路(歩道)	東部	九州自然歩道線	熊本県、上天草市
〃	〃	宮田・矢筈嶽線	
〃	〃	次郎丸嶽線	
〃	西部	天附下の倉線	熊本県
〃	〃	二浦魚貫線	
〃	〃	富岡周遊線	
〃	〃	大多尾・小宮地線	
〃	〃	水越・権現山線	
〃	〃	宮野河内・路木線	
園地	東部	千巖山	熊本県、民間
〃	〃	龍ヶ岳	熊本県
〃	〃	高舞登山	熊本県、上天草市
〃	〃	前島	上天草市
〃	〃	西目	熊本県
〃	〃	白嶽	上天草市
〃	〃	西の浦	民間
〃	〃	倉岳	熊本県
〃	〃	樋合島	
〃	〃	永浦島	
〃	〃	大池島	
〃	〃	櫛島	
〃	〃	樋島	
〃	〃	竹島	
〃	〃	黒島	
〃	〃	平瀬島	
〃	西部	妙見浦	熊本県、天草市
〃	〃	富岡	熊本県、苓北町
〃	〃	鬼海ヶ浦	熊本県、天草市
〃	〃	西平	熊本県、天草市
〃	〃	鶴葉山	熊本県、天草市
〃	〃	遠見山	熊本県、天草市
〃	〃	六郎次山	天草市

種類	管理計画区	位 置	執 行 者
園地	西部	高浜	天草市
〃	〃	遠見岳	
〃	〃	茂串	
〃	〃	鶴崎	
〃	〃	砂月	
〃	〃	法ヶ島	
〃	〃	竜洞山	
〃	〃	笠松	
〃	〃	高串崎	
宿舎	東部	西の浦	民間
〃	〃	前島	民間
〃	〃	樋合島	
〃	〃	千巖山	
〃	西部	鬼海ヶ浦	天草市
〃	〃	富岡	民間
〃	〃	砂月	
〃	〃	法ヶ島	
野営場	東部	龍ヶ岳	上天草市
〃	〃	白嶽	上天草市
〃	〃	樋合島	
〃	〃	倉岳	天草市
〃	〃	黒島	
〃	西部	竜洞山	天草市
〃	〃	牛島	
〃	〃	砂月	
〃	〃	富岡	
〃	〃	妙見浦	
〃	〃	高浜	
運動場	東部	樋合島	
水泳場	東部	樋合島	熊本県、上天草市
舟遊場	東部	樋合島	熊本県、民間
〃	〃	前島	
〃	〃	西目	
〃	西部	砂月	
〃	〃	法ヶ島	
〃	〃	富岡	
〃	〃	高浜	
船舶運送施設	西部	高浜・大江線	
〃	〃	下須島線	
博物展示施設	東部	永浦島	熊本県、上天草市
〃	西部	富岡	熊本県

5. 雲仙天草国立公園天草地域の指定及び計画の経緯

- 昭和 31 年 7 月 20 日 雲仙国立公園区域の変更（天草地域の追加、雲仙天草国立公園に改称）
特別地域の指定（天草地域に係る追加指定）
- 昭和 42 年 12 月 5 日 区域変更（松島町の区域拡張）
特別地域の指定（拡張区域に係る追加指定）
- 昭和 45 年 7 月 1 日 特別保護地区の指定（大ヶ瀬地区指定）
海中公園地区の指定（牛深、富岡、天草海中公園地区指定）
- 平成元年 12 月 16 日 公園計画、規制計画及び施設計画の全般的な見直し（再検討）
- 平成 4 年 8 月 26 日 歩道の区間及び路線の変更
- 平成 17 年 3 月 30 日 公園区域、公園計画の一部変更（第 1 回点検）
（公園区域の変更は、区画線の明瞭化及び公園資質が失われた箇所
の削除。公園計画の変更は、規制計画及び施設計画の一部変更）
- 平成 17 年 6 月 17 日 公園計画の変更（第 1 回点検）
（牛深海中公園地区の追加指定）

第 2 東部管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、上島北部の天草松島から八代海に面する上島東海岸及び御所浦諸島にかけての地域である。

天草松島は、本公園天草地域の北の玄関部に当たり、砂岩とマツに被われた大小の島々が波静かな海に点在する内海多島海景観で、天草五橋とあいまって本地域を代表する景観の一つであるとともに主要な利用地区となっている。

上島東海岸沿いに連続する断層崖地形の山稜線は、鋭い稜線がすぐ海に迫る山容から観海アルプスと呼ばれ、特異な景観を呈している。山上からの海景も優れているため、山稜線に九州自然歩道が通じている。

御所浦諸島は、八代海に浮かぶ島々から成る多島海景観が特徴的で、特に天草最高峰の倉岳からの展望が特筆される。また、御所浦諸島の地層には、二枚貝などの化石が多く含まれ、化石の島として知られている。

以上のような特性及び現況に鑑み、本地域の特色ある多島海、観海アルプスなどの自然景観を中心に、同地域で特徴的な動植物などを保全対象として重点的に保護を図る。

イ 保全対象の保全方針

保全すべき自然景観、動植物などの概要とその取扱方針を次のとおりとする。

保全対象	概 要	取 扱 方 針
1 天草松島 (上天草市)	内海多島海とマツ林 (第1種特別地域)	砂岩とマツに被われた大小の島々が波静かな海に点在する内海多島海は、本公園を代表する景観であるため、現景観を維持していくものとする。 島々のマツ林については、本景観の構成要素として欠かせないものであるため、その保護育成に努めるものとする。
2 永浦島 (上天草市)	ハクセンシオマネキの集団生息地 (普通地域)	ハクセンシオマネキは干潟で生息している小型のカニで、永浦島の「永浦干潟」(日本の重要湿地 500 選に指定)は、その生息数が近年の調査でも 30 万匹以上といわれるわが国最大の集団生息地である。かつては西日本一帯に生息していたが、現在ではレッドデータブック(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの)に記載され希少種となっている。したがって集団生息地及び希少種として重要であるため、ハクセンシオマネキの生息環境の保全に努めるものと

3 高舞登山～白嶽～念珠岳～龍ヶ岳 (上天草市)	観海アルプス (第2種特別地域、 第3種特別地域)	する。 上島北部の高舞登山から東海岸沿いに南へ白嶽、念珠岳、龍ヶ岳と連なる山稜線は断層崖地形によってでき、鋭い稜線がすぐ海に迫る山容から、観海アルプスと呼ばれる特異な景観である。現景観の保全に努めるものとする。
4 太郎丸嶽 次郎丸嶽 (上天草市)	特異な山容 (第2種特別地域)	褶曲地形によってできた山で、東面が垂直に切れ落ちた三角錘の山容と、山頂部の砂岩の巨岩群は、天草の秀峰といわれ、印象的で特異な景観である。現景観の保全に努めるものとする。
5 牧島 (天草市)	ウバメガシ林 (特定植物群落) (第2種特別地域)	牧島のウバメガシ林は、熊本県でも数少ない群生地の一つであり、学術的に貴重であるため、その保護に努めるものとする。
6 大平島 (天草市)	ハマサジ群落 (特定植物群落) (第2種特別地域)	ハマサジ群落は、塩性湿地植生の一つで大平島に見られるものは特に規模が大きく学術的に貴重であるため、その保護に努めるものとする。

(2) 利用に関する方針

本地域には、天草松島を主要な利用地区として、九州自然歩道、龍ヶ岳、倉岳などの利用地点があり、地域全体で約 171 万人（平成 15 年）の利用者が訪れている。今後とも、主要な利用地区を中心に、事業執行者等の協力を得て次のとおり快適な利用が図られるよう努める。

ア 天草松島の前島及び樋合島、龍ヶ岳並びに倉岳などの利用地区は、利用拠点として、これにふさわしい風致の維持を図るとともに利用施設の整備を行う。

イ 国道改良など交通アクセスの改善に合わせて、自然歩道及び園地など既存公園施設の再整備を検討する。

ウ 天草松島に、自然の紹介・解説、公園案内及び野外での自然教育活動などの中心施設として、天草ビジターセンターが整備されており、関係機関と連携して有効活用に努める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

本公園内で行われる各種行為と本地域の美しい自然景観との調和をはかるため、特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準、同条第 33 項の規定に基づき環境大臣が定めた「雲仙天草国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 12 年 9 月 5 日付け環境庁告示第 58 号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

また、普通地域内における届出が必要な各種行為についても、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）によるほか、特別地域内の行為の取扱いに準じて風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 天草地域の特性である海岸風景を構成する漁村集落に溶け込む建築物となるよう配慮する。自然海岸地域での新築等は必要最小限の規模となるよう指導する。 ② 色彩、形態等 屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系又は灰色系等の自然と調和した色調とする。 ③ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、施設の周辺は現地産樹木と同種の樹木により修景のための植栽をするよう指導する。
(2) 道路	① 基本方針 道路の整備に当たっては、地形の改変及び支障木の伐採が極力少なくなるよう配慮する。 ② 付帯工作物の取扱い 付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。 ア 安全柵（防護柵）であるガードレール及びガードロープの色彩は焦げ茶色、灰色等周辺の風致又は景観と調和するよう明度

(3) 電柱・鉄塔・アンテナ等		を落としたものとする。海岸線の道路については、道路からの海の眺望を確保するためガードロープとする。
	イ	落石等危険がある箇所でのロックフェンス、ロックネットの色彩は、焦げ茶色、灰色等周辺の風致又は景観と調和するよう明度を落としたものとする。
	ウ	交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合に法面を擁壁とするもので、当管理計画に定める保全すべき地域又は公園利用施設から望見される場所である場合は、自然石、自然石を模したブロック等による石積擁壁、同種の化粧張りを施したコンクリート擁壁等周辺の風致又は景観と調和するよう明度を落としたものとする。
	エ	交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合であって法面をモルタル吹付けとする場合は、法面は可能な限り、ツタ、オオイタビ等のツル性植物により緑化する。
	③	法面緑化方法
		法面の緑化の方法が行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。
		法面は、張芝、種子吹付け、岩盤緑化等により緑化する。種子吹付けによる緑化で風致又は景観上支障のないと認められる箇所については、早期定着により表土の流出を防止し、現地産植物への遷移を促進させるため、外来種の導入も認めるが、生態系に影響を及ぼすおそれがないものに限るものとする。
	④	残土処理方法
		残土は、原則として国立公園区域外に搬出し、適切に処理するよう指導する。
	⑤	修景緑化方法
		沿道の緑化樹種については、原則として現地産樹木と同種の樹木を用いるよう指導する。
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ等	①	基本方針
		主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものとするため、原則として主要道路及び主要な公園利用地点から海側の地域の新設は認めない。
	②	色彩、形態等
		色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。
		木柱及びコンクリート柱の色彩は、素材色、焦げ茶色等周辺の風致又は景観と調和するよう明度を落としたものとする。また、鉄塔及びアンテナの色彩は、灰色等周辺の風致又は景観と調和するよう明度を落としたものとする。
	③	その他
	ア	高さ及び本数は、必要最小限の規模となるよう指導する。
	イ	電柱の本数を最小限とするため、電力線と電話線が同一箇所にある場合は、電力線と電話線の共架方式とするよう指導する。

(4) 風力発電施設	① 基本方針 ア 高さ 30 m を超える大規模な風力発電施設の設置は、その周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれがあるため、施行規則第 10 条第 4 項に基づく書類を提出させることとし、十分な調査及び措置が講じられるよう指導する。 イ 希少な動植物の生息又は生育及び保全対象となっている場所の風致又は景観に著しい影響を及ぼすものは認められない ウ 施設の撤去及び跡地の適切な整理を担保するため、これらについて必要に応じ法第 25 条の規定による条件を付すこととする。 ② 色彩、形態等 色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。 色彩は周辺の風致又は景観と調和するよう明度を落とした淡い色合いのものとする。 ③ その他 高さ及び本数は、必要最小限の規模となるよう指導する。
(5) 漁港施設・港湾施設	基本方針 ア 当該施設は、この地域の基盤産業である漁業と密接に関わるものであるが、海岸景観の保全に重大な影響を及ぼす場合があるため、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図る。 イ 自然海岸、海水浴等現に利用が多い地域での事業実施は、必要最小限の規模となるよう指導する。 ウ 外郭防波堤等の設置に伴い予想される潮流の変化等によりその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、施行規則第 10 条第 4 項に基づく書類を提出させることとし、十分な調査及び措置が講じられるよう指導するとともに、必要に応じモニタリングを実施させることとする。
(6) 海岸保全施設	基本方針 ア 海岸及び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を及ぼす場合があるため、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図る。 イ 事業実施の範囲は、原則として現に災害が発生した場所又は災害発生の高危険性が高いことが資料等によって明らかにされた場所でなければ認められない。 ウ 風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼさないものとするため、砂浜等海岸景観の保護及び利用上重要な地域における事業実施は、原則として認めない。 エ 風致又は景観の維持への支障を軽減するため、必要最小限の規模かつ海岸景観の保全に配慮された工法となる様指導する。 オ 施設設置に伴い予想される潮流の変化等により周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、施行規則第

	10 条第 4 項に基づく書類を提出させることとし、十分な調査及び措置が講じられるよう指導するとともに、必要に応じモニタリングを実施させることとする。
2 木竹の伐採	基本方針 ア 天草松島の多島海景観を構成する島々においては松は植生の変遷上周辺の照葉樹に樹勢におされて衰退することが懸念されるため松林育成のための照葉樹の除伐は施行規則第 11 条に規定する許可基準に基づき認めるものとする。なお、除伐方法等は、関係機関及び学識経験者と協議して決めるものとする。 イ 天草下島西海岸の妙見浦地区においては、行為許可の基準の特例の定めにより取り扱う。 ウ 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）及び「同（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）」（昭和 48 年 8 月 15 日環自企第 516 号）を基本として、地域の風致に配慮した施業を行わせることとする。
3 土石の採取	基本方針 風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼさないものとするため、特別地域内においては、露天掘りによる新たな採石及び陶土の採取は認めない。
4 広告物	① 基本方針 風致又は景観の維持への支障を軽減するため、次の措置を行うよう配慮する。 ア 標識の乱立を防止し、重複するものは整理統合するとともに、老朽化したものは撤去するよう指導する。 イ 規模は過大にならないよう指導するとともに、デザインの統一等を行わせることとする。 ② 設置場所 海岸沿道に設置する場合は、海岸景観を損なわないために主要な公園利用地点からの望見に支障が生じないものとなるよう指導する。 ③ 色彩、形態等 色彩がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするため、焦げ茶地に白文字等にするよう指導することとし、派手な色を使用したものは認めない。
5 水面の埋立て	基本方針 風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼさないものとするため、自然海岸における埋立ては原則として認めない。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱は、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日環自国発第 051001001 号）によるほか、次の事業の種類毎の取扱方針によるものとする。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全線（共通）	① 基本方針 快適な公園利用及び交通安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるものとするが、周囲の風致、景観又は風景と調和するように留意する。 ② 施設の取扱 国立公園の利用又は保護に支障がないものとするため、次の要件に適合しないものは認めない。 ア 安全柵（防護柵）であるガードレール及びガードロープの色彩は焦げ茶色、灰色等周辺の風致、景観又は風景と調和するよう明度を落としたものとする。海岸線の道路については、道路からの海の眺望を確保するためガードロープとする。 イ 落石等危険がある箇所でのロックフェンス、ロックネットの色彩は、焦げ茶色、灰色等周辺の風致、景観又は風景と調和するよう明度を落としたものとする。 ウ 交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合に法面を擁壁とするときで、当管理計画に定める保全すべき地域又は公園利用施設から望見される場所であるときは、自然石、自然石を模したブロック等による石積擁壁又は同種の化粧張りを施したコンクリート擁壁等周辺の風致、景観又は風景と調和するよう明度を落としたものとする。 エ 交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合に法面をモルタル吹付けとすることは、法面は可能な限りツタ及びオオイタビ等のツル性植物により緑化する。 オ 法面は、張芝、種子吹付け、岩盤緑化等により緑化する。種子吹付けによる緑化で風致、景観又は風景上支障がないと認められる箇所については、早期定着により表土の流出を防止し、現地産植物への遷移を促進させるため、外来種の導入も認めるが、生態系に影響を及ぼすおそれがないものに限るものとする。 ③ 残土処理方法 残土は、原則として国立公園区域外に搬出し、適切に処理するよう指導する。 ④ 修景緑化方法

		沿道の緑化樹種については、原則として現地産樹木と同種の樹木を用いるよう指導する。 ⑤ 管理方法 施設の安全管理、通行の安全確保のため、危険箇所の点検、草刈り等を適時行い、施設の良好な維持管理に努めるよう指導する。
2 道路 (歩道)	全線（共通）	① 基本方針 自然とのふれあい等を目的に、安全性及び快適性を確保した歩道として整備し適切な管理を図るとともに、施設の改修等、再整備を進めるものとするが、再整備にあたっては、案内標識、解説板等のデザインの統一と内容の充実が図られるように留意する。 ② 施設の取扱い ア 休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所等の整備に当たっては、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するよう指導する。 イ 案内標識、解説板等は規模が過大にならないよう指導する。海岸沿道に設置する場合は、海岸景観を損なわないために主要な公園利用拠点からの望見に支障が生じないものとするよう指導する。 ③ 管理方法 利用者の通行の安全及び快適な利用を確保するため、危険箇所の点検、草刈り、標識類の点検等を適時行うよう指導する。
3 園地	全域（共通）	① 基本方針 ア 自然探勝、散策、風景観賞、情報提供等、及び地域の利用特性に応じた快適な利用ができるよう、適切な施設整備及び維持管理が図られるように留意する。 イ 展望休憩所、園路等の整備に当たっては、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するよう指導する。 ウ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意する。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。 ③ 管理方法 既設の施設で老朽化したものは、施設利用の安全が図られるように再配置等を含め利用者の利用状況により再整備、撤去等を適切に行うよう指導する。

4 宿舎	天草松島地区	① 基本方針 松島多島海景観を眺望する滞在型宿泊拠点として、利用者のニーズに合った利便性及び快適性を追求した適切な設備の整備を図るものとし、周辺の自然環境と調和した宿舎となるよう留意する。 ② 規模 前島宿舎については、事業決定で定められた事業区域を、地形及び風致、景観又は風景の現況を勘案してA地区、B地区の2つに分け（別紙2 前島宿舎事業の取扱い参照）、それぞれ下記のものでなければ認めない。 なお、西の浦宿舎はA地区と同様とする。 ア A地区内の建物の高さは、25 m以下とする。 イ B地区内の建物の高さは、13 m以下とする。 ③ 色彩、形態等 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。 ④ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、施設の周辺は現地産樹木と同種の樹木により修景のための植栽をするよう指導する。 ⑤ 管理方法 既存の事業施設は快適な利用ができるように維持管理を行い、周辺の公園利用施設との総合利用ができるように連携に努めるよう指導する。
5 野営場	全域（共通）	① 基本方針 地域の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然とのふれあいを高めるように配慮するものとする。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。 ③ 管理方法 既設の施設で老朽化したものは、施設利用の安全が図られるように再配置等を含め利用者の利用状況により再整備、撤去等を適切に行うよう指導する。

6	運動場	樋合島	① 基本方針 ア 屋外運動施設として、周辺の公園利用施設と総合的な利用ができるよう配慮するものとする。 イ 駐車場、園路等の整備に当たっては、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するよう指導する。 ウ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意する。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。
7	水泳場	樋合島	① 基本方針 ア 海浜地の特性に応じた自然環境を生かした整備及び管理を行い、安全で快適に水泳等を楽しみ、人と自然とのふれあいが図られるよう配慮するものとする。 イ 駐車場、園路等の整備に当たっては、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するよう指導する。 ウ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意する。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。 ③ 管理方法 施設は快適な利用ができるように維持管理を行い、周辺の公園利用施設との総合利用ができるように連携に努めるよう指導する。
8	舟遊場	全域（共通）	① 基本方針 公園利用者が快適に舟遊びを行えるよう整備及び管理を行うものとする。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。

9 博 物 展 示 施 設	永浦島	③ 管理方法 施設は快適な利用ができるように維持管理を行い、周辺の公園利用施設との総合利用ができるように連携に努めるよう指導する。 ① 基本方針 地形、地質、動植物、歴史等地域の特性に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示等整備の充実に努めるとともに、フィールドへ積極的に誘導するため、周辺施設との連携に努めるものとする。 ② 施設の取扱い 国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、こげ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。ただし、地域の歴史的な特性を生かしたデザイン、色彩等とする場合で史実等による検討がなされた場合はこの限りでない。 ③ 管理方法 施設は快適な利用ができるように維持管理し、周辺の公園利用施設との総合利用ができるように連携に努めるよう指導する。
------------------------------	------------	--

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

主な利用地区の利用形態に基づく公園利用施設の整備方針は、地区毎に次のとおりとする。

地区名	利用形態及び施設整備方針
前島地区	天草地域で最も利用者の多い地区で、宿泊と観光施設利用を主に、上天草市、民間事業者により、旅館、ホテル、海中展望船、マリーナ及び土産店などが整備されており、今後は、新たな観光目的の拠点基地として既存埋立地（公有地）を中心に官民一体となって検討し、整備を図ることとされている。施設整備に当たっては、関係者と十分調整を図るものとする。
樋合島地区	天草海洋リゾート基地建設構想（平成2年6月策定）に基づき、クラブハウス、マリーナ、海水浴場、駐車場、便所及び遊歩道などの施設が熊本県、上天草市及び第3セクターによって整備されている。今後は既存施設整備の拡充と利用者のニーズに応えた滞在型利用拠点づくりを目差し、施設整備を検討する。 なお、各施設の具体的な計画に当たっては、関係者と十分調整を図るものとする。
天草松島地区	天草松島に訪れる一般観光客を対象に天草の自然を紹介、解説及び案内する情報サービス施設として、天草ビジターセンターが整備されている。今後は、天草松島の情報案内施設及び周辺の自然観察教育施設として利用しやすい環境づくり及び施設内容の充実に努めるものとする。
龍ヶ岳地区	上島東海岸の主要利用地区で、龍ヶ岳山頂部に熊本県及び上天草市により展望園地、野営場、天文台、駐車場及びレストハウスなどが整備されている。今後は、既存施設の維持管理に努め、利用しやすい施設となるよう努めるものとする。
倉岳地区	天草最高峰の山で、八代海方面の展望に優れ、熊本県及び天草市により展望園地、九州自然歩道及び野営場が整備されている。 今後は、既存施設の維持管理に努め、利用しやすい施設となるよう努めるものとする。
竹島地区	天草松島の西方に浮かぶ小島で、自然探勝及び海浜利用の適地として、園地の計画がある。 静かな環境を持つ無人島であり、自然探勝の利用地として関係機関と連携し整備を検討するものとする。

(2) 一般公共施設

国立公園の風致景観の保護に影響を与える大規模な公共施設の整備に当たっては、計画策定段階から十分な時間的余裕を持って、県及び市町村の公共事業担当部局と事業内容の調整を図ることとする。

4 事業施設の管理に関する事項

(1) 公園事業施設の管理

県及び市町村が整備した園地、駐車場、便所及び歩道等の公園利用施設の管理は、各事業執行者が実施しているが、施設の老朽化、破損等により設置目的を達成できず、利用環境を損なうことがないよう、また、安全確保のため定期的に施設の点検に努めるものとする。

また、近年、公衆トイレについて、再整備により水洗化が図られてきたが、未整備の箇所については、再整備に併せて、トイレの維持管理の充実を図るよう努めるものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

① ビジターセンターの利用

天草の自然の紹介、解説及び案内をするための施設として、天草松島地区にビジターセンターが整備されている。同センターは、国立公園の情報サービス及び教化施設として重要な利用施設である。同センターの活用に当たっては、天草自然公園ボランティア協会などのボランティアによる自然解説活動の拠点として、自然観察会などの自然解説活動を展開していくものとする。

② 自然解説パンフレット等の作成

自然歩道探勝のガイドマップ、セルフガイド方式の自然解説冊子等は、自然歩道の案内とともに楽しみながら自然に対する理解を深めることができるよう、歩道の再整備計画に合わせ関係機関が協力して作成していくよう努めるものとする。

(2) 利用者の安全対策

歩道、園地等利用地区においては、施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意喚起、安全確保のための施設を設置する等、利用者の安全確保を図るための適切な措置を講じる。そのためには、自然公園指導員、パークボランティア、環境保全活動を行う地元の任意団体等と連絡を密にし、各種機会を通じて情報交換に努める。

6 地域の美化・修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園利用者がもたらすゴミ等は、清掃責務を明確にできない海岸地、山林、園地等の場所で発生しているため、この美化清掃については、国、県、市町村及び地元関係業者が各々分担して行うこととしている。天草地域においては、このような方式で上天草市（熊本県自然公園美化清掃協会上天草支部）、苓北町及び天草市（同清掃協会天草西海岸支部）の各地区の清掃業務やクリーンキャンペーン等の普及啓蒙活動を行っている。ゴミの問題は、本来的には、ゴミの発生を少なくすること、ゴミの投棄をなくすることが肝要であるので、今後とも「ゴミは捨てない。持ち帰ろう。」のPRに努めるものとする。

また、天草地域においては、毎年7月の第3日曜日に関係市町、地域団体などが参加し、天草クリーン作戦（一斉清掃）が広範にわたり実施されており、今後も関係者による美化清掃運動をさらに推進していくものとする。

(2) 修景緑化計画

- ① 自然景観に対する影響の軽減化と利用の快適性の維持を図るため、建築物等の周辺には当地域の自然環境に適した現地産と同種の樹木による植栽を行うことを基本とする。
- ② 道路の法面など工事によって生じた裸地の処理において、風致の保護上重要な箇所については、原則として現地産植物と同種の植物により緑化する。
- ③ 国道等沿道の緑化植栽については、国道等からの眺望に配慮するとともに、植栽する場合の緑化樹種は、原則として現地産樹木（参考資料3）と同種の樹木を用いる。

第3 西部管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対策

本管理計画区は、下島北部の富岡から牛深にかけての天草灘に面する天草西海岸から八代海に面する下島東海岸及びその対岸の長島・獅子島の西海岸にかけての地域である。

富岡は、長崎方面からの西の玄関部に当たり、陸繋島による景観が特徴的で、海流の影響によってできた砂嘴地形、海中公園、特色ある海岸植物などが見られ良好な海岸景観を有している。

天草西海岸は、奇岩怪石、洞門、断崖などが連なる勇壮な海蝕海岸と透明度の高い青い海、海岸線を被う緑色の海岸林等本公園を代表する優れた海岸景観を誇っている。

牛深から下島東海岸及び長島・獅子島の西海岸は、八代海を挟んでリアス式海岸の穏やかな海岸風景が展開している。

また、本地域は対馬暖流の影響を受けて、色鮮やかなサンゴ類やトサカ類、チョウチョウウオ等の亜熱帯性の動物が豊富で、優れた海中景観も見られる。

このような地域の特性及び現況に鑑み、本地域の多様な自然景観の中で代表的な景観である海岸沿線に見られる特異な海蝕海岸やリアス式海岸などの自然景観、特定植物群落（ハマジンチョウ、ハカマカズラ、ハマオモトなど）、アカウミガメの産卵地、海中景観等を保全対象として保護を図る。

イ 保全対象の保全方針

保全すべき自然景観、動植物などの概要とその取扱方針を次のとおりとする。

保全対象	概 要	取 扱 方 針
1 富岡 (苓北町)	海蝕海岸 砂嘴地形 海浜植物 海中公園 (第2種特別地域) (海中公園地区)	陸繋島による景観が特徴的で、曲崎の砂嘴地形とここに自生するハマジンチョウ、ハマダイコン、ハマボウ及びハマオモトなどの豊富な海浜植物、海蝕海岸などの自然海岸海中公園など自然景観が良く残された地域である。自然性の高い地区であるためこれら自然環境の保全に努めるものとする。
2 妙見浦 ～十三仏崎 (天草市)	海蝕海岸 ハマビワ林 (特定植物群落) (第1種特別地域)	奇岩怪石、洞門及び断崖などが連なる海蝕海岸の景観は、自然の造形美で天草西海岸のシンボリックな景観である。また、急峻な断崖斜面に生育するハマビワの低木林は植生上貴重な存在となっている。これらの優れた自然景観を厳正に保護していくものとする。

3 大ヶ瀬 (天草市)	岩礁 海中景観 (特別保護地区) (海中公園地区)	天草西海岸の地先海上に突き出た棒柱状の岩礁と 穩礁群の海上景観と海中景観が優れている。今後と も厳正に保護していくものとする。
4 茂串海 岸 (天草市)	砂浜海岸 岩礁海岸 アカウミガメ産 卵地 (第2種特別地域) (第3種特別地域)	マリンスプルの海と天草では数少ない天然の砂浜、 豊富な磯の生物、色鮮やかなサンゴ類や亜熱帯性の 魚類などの海中景観などを有するすばらしい自然海 岸である。また、希少種であるアカウミガメの産卵 地として重要な所でもある。近年、海水浴場として 利用が増えており、環境悪化が心配されるところ である。従って、手つかずの自然海岸の保護を基本 として、海岸部には、公園計画に基づく公園事業施 設以外の工作物の新設は原則として認めないものと する。
5 牛深 (天草市)	海中景観 (海中公園地区)	テーブルサンゴ、キクメイシ及びウスカミサンゴ などのサンゴ類、トサカ類並びにイソバナ、チョウ チョウウオ及びソラスズメダイなどの熱帯魚類など、 海のお花畑と称される色鮮やかな海中景観が見られ、 グラスボートによる利用が行われている。優れた海 中景観を維持していくものとする。 また、近年サンゴを餌にする海生動物であるオニ ヒトデ、トグレイシガイダマシ類等による被害が見 受けられたことから、これらに対する早期発見・駆 除について関係自治体、研究機関、地元ダイビング クラブ及び漁業者等と連携し適切に対応するものと する。
6 砂月、 大島、鶴 崎 (天草市)	砂浜海岸 アカウミガメ産 卵地 (第2種特別地域) (普通地域)	下須島の南にある砂月海岸は、美しい遠浅の砂浜 が広がる海水浴場で、景観も良くアカウミガメの産 卵地となっている。同様に大島、鶴崎海岸も天草で は数少ないアカウミガメの産卵地となっている。 希少種であるアカウミガメの産卵地の保全に努め るものとする。
7 戸島 (天草市)	ハマオモト自生 地 (特定植物群落) (第2種特別地域)	ハマオモトの群生地として、貴重な存在であるた め、その保護に努めるものとする。
8 法ヶ島 (天草市)	ハカマカズラ (特定植物群落) (第2種特別地域)	ハカマカズラは亜熱帯性の植物で、法ヶ島は数少 ない自生地の一つであるため、その保護に努める。 なお、法ヶ島はリゾート計画があり、その実施が計 画される場合には、貴重な植物や海中公園への影響

9 片島 (天草市)	海蝕地形 (第1種特別地域)	などについて、事前に環境影響調査を行うよう指導するものとする。 周囲1km程度の無人島で、切り立った断崖、石門、石柱、洞窟など海蝕地形に優れている。現景観を厳正に保護していくものとする。
---------------	-------------------	--

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本地域には、富岡、天草西海岸、牛深海中公園、下須島、下島東海岸の竜洞山、長島の高串崎などの利用地点があり、地域全体で約132万人（平成15年）の利用者が訪れている。特に、近年天草西海岸通称「サンセットライン」はバイパス道路の開設が進み、風光明媚な海岸景観を満喫できる海岸沿線を走る公園利用道路の利用増加が期待できる状況にある。このような状況下で、今後とも、恵まれた自然の魅力を主体に地域の特性を生かした利用施設の整備を図り活力のある公園づくりを進めるため、主要な利用地区を中心に、事業執行者等の協力を得て次のとおり快適な利用が図られるよう努める。

- (ア) 富岡、天草西海岸、下須島、下島東海岸の竜洞山などの利用地区は、利用拠点地区として、既存施設を活用し周囲の自然環境を生かした利用施設の整備を図る。
- (イ) 海中公園の保護と適正な利用の推進を図る。
- (ウ) 富岡に、自然の紹介・解説、海中公園景観等の公園案内、野外自然観察活動の拠点として整備されたビジターセンターを、天草下島の利用案内拠点として有効活用にあつめる。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

東部管理計画と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱は、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日環自国発第 051001001 号）によるほか、次の事業の種類毎の取扱方針によるものとする。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全線(共通)	東部管理計画と同様とする。
2 道路 (歩道)	全線(共通)	東部管理計画と同様とする。
3 園地	全域(共通)	東部管理計画と同様とする。
4 宿舎	全域(共通)	① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然環境に 溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意す る。 ② 色彩、形態等 東部管理計画と同様とする。 ③ 修景緑化方法 東部管理計画と同様とする。 ④ 管理方法 東部管理計画と同様とする。
5 野 営 場	全域(共通)	東部管理計画と同様とする。
6 舟 遊 場	全域(共通)	① 基本方針 東部管理計画と同様とする。 ② 施設の取扱い 東部管理計画と同様とする。
7 船 舶 運 送 施 設	全域(共通)	① 基本方針 海中公園地区の動植物観賞を行うため周遊する周遊船か らの眺望等に支障がないよう、就航コース周辺における風 致景観の維持に努めるものとする。 ② 施設の取扱い

8 博 物 展 示 施 設	富岡	国立公園の利用又は保護に支障がないようにするため、次の要件に適合しないものは認めない。 屋根の形態は、切妻、寄棟型等の勾配屋根とし、屋根の色は、焦げ茶系、黒系、黒灰系等とし、壁の色は、クリーム系、灰色系等の周辺の風致、景観又は風景と調和する色調とする。 東部管理計画と同様とする。
------------------------------	-----------	---

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

主な利用地区の利用形態に基づく公園利用施設の整備方針は、地区毎に次のとおりとする。

地区名	利用形態及び施設整備方針
富岡地区	長崎方面からの西の玄関口で、海中公園周辺の海岸景観、天草灘、曲崎の砂嘴地形などの展望及び富岡城跡の自然探勝が主な利用となっている。魅力のある自然景観と興味深い史跡があり、公園利用の促進を図るため、地域の特性を生かし、次のとおり必要な整備を図ることとされている。なお、整備に当たっては自然景観を損なわないように留意するものとする。 ア 富岡城跡地 富岡城復元計画を史実に基づいて作成し、園地及び富岡ビジターセンターとして整備されており、今後とも利用施設の充実に努めるとともに、利用促進のため適切な維持管理に努めるものとする。 イ 富岡西海岸（白岩崎～四季咲岬） 富岡に自然に親しむ利用地として、海中公園の自然を解説・展示する休憩所、野営場、展望園地、歩道、海中公園解説板及び宿泊施設等が整備されている。今後は既存施設の利便性を確保するため適切な維持管理に努めるものとする。 ウ 曲崎 砂嘴の景観と自生する海浜植物を採勝する歩道の整備に努めるものとする。
天草西海岸地区	天草を代表する景観地である天草西海岸は、国道 389 号から各利用地区を結んで、海蝕海岸と天草灘の展望及び海水浴等を主とした利用地となっている。現在国道のバイパスなどの改良が進められており、到達性も良くなり、利用者増が期待されている。 各利用地区の整備方針は次のとおりとする。 ア 鬼海ヶ浦園地 天草灘及び海蝕海岸を展望する園地として利用されている。園地に隣接する国道のバイパス工事完了後の利用者数に対応して、既存の展望所及び駐車場等の整備拡充に努めるものとする。 イ 妙見浦園地 海蝕海岸の採勝及びダイビングの利用が多い地区であるが、優れた景観地であり、地形的に狭い土地であることから、施設は国道から海岸に通じる道路と休憩所、便所だけとなっている。今後とも、自然採勝を主体とした利用地として既存施設の適切な維持管理に努め、利用しやすい施設となるように努めるものとする。 ウ 西平園地 大ヶ瀬の岩礁景観の展望及びツバキ林の採勝園地として利用されている。施設は展望舎、四阿、海中公園解説板、駐車場、広場、園路及

	び便所等が整備されている。今後は既存施設の利便性を確保するため適切な維持管理に努めるものとする。
茂串海岸地区	海水浴を主とした利用地で、天然の砂浜とマリンブルーの美しい海が広がるすばらしい自然海岸であるため、年々利用者が増えている。施設は、海岸の入口までの到達道路とその終点部に小規模な駐車場、便所兼シャワー室がある程度で、そこから砂浜まで歩いて海水浴を楽しむという利用である。茂串海岸は、手付かずのすばらしい自然があり、その自然の中で海水浴や磯遊びなどが楽しめること、自然のままの利用地で俗化されていないことが大きな魅力となっている。 したがって、これらの魅力を損なわないことを前提として当面の施設の整備は、到達道路終点周辺で現在の利用実態に沿って必要最小限の整備にとどめることが望ましい。
下須島地区	砂月海岸の海水浴及び鶴葉山の探勝園地として利用されている。砂月海岸では海水浴のための便所、シャワー室及び歩道等、鶴葉山には園地として展望所、園路、広場、海中公園解説板及び便所等が整備されている。今後は、利用者の実態を踏まえつつ、既存施設の維持管理に努め利用しやすい施設となるように努めるものとする。
下島東海岸	竜洞山地区において、八代海とリアス式海岸の展望及びキャンプを主体とした利用がなされている。 施設は、昭和 54 年から整備した野営場に平成 11 年からの再整備により追加した施設を加え、キャンプ施設、野外教育施設及びレクリエーション施設等充実したものとなっている。 今後は、一部重複する施設の整理、老朽化した施設の更新等により既存施設の維持管理を適切に行い、利用しやすい施設となるよう努めるものとする。

(2) 一般公共施設

東部管理計画と同様とする。

4 事業施設の管理に関する事項

(1) 公園事業施設の管理

東部管理計画と同様とする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

① 海中公園の利用方策

牛深海中公園の下須島先端沖合は、グラスボートによる利用が行われている。
また、牛深海中公園である下須島南端、桑島、大島及び片島等の沖合は良好な漁場であるとともに、海のお花畑として海中景観のすばらしさから海洋レクリエーション利用としてのダイビングも盛んに行われる。両者が共存して海域を適切に利用するため、関係者間の調整が図られるように努めるものとする。

② 自然解説パンフレット等の作成

東部管理計画と同様とする。

(2) 利用の規制

海岸での無秩序な野営は、ゴミの散乱や営火による山火事等をまねくおそれがあるため、整備された野営場を利用するよう、土地の管理者及び関係機関が協力して、利用者を指導するよう努めるものとする。

(3) 利用者の安全対策

東部管理計画と同様とする。

6 地域の美化・修景に関する事項

- (1) 美化清掃計画
東部管理計画と同様とする。
- (2) 修景緑化計画
東部管理計画と同様とする。

参考資料1 特別地域内において採取等を規制する植物

雲仙天草国立公園特別地域内において採取を規制する植物(昭和55年3月25日付け環境庁告示第23号)は、次のとおりである。

(指定種:145種)

	種 名 ((別 名))	科 名
1	アオスズラン(エゾスズラン)	ラン
2	アカヒゲガヤ	イネ
3	アケボノシュスラン	ラン
4	アメヅタラン(マメラン)	ラン
5	イヌセンブリ	リンドウ
6	イブキシモツケ	バラ
7	イワタバコ	イワタバコ
8	ウチョウラン	ラン
9	ウメガサソウ	イチヤクソウ
10	ウメバチソウ	ユキノシタ
11	ウラギク(ハマシオン)	キク
12	ウンゼンカンアオイ	ウマノスズクサ
13	ウンゼンツツジ	ツツジ
14	ウンゼントリカブト	キンポウゲ
15	ウンゼンマンネングサ	ベンケイソウ
16	エビネ(タカネエビネ・ビゼンエビネを含む。)	ラン
17	オイランアザミ	キク
18	オオチャルメルソウ	ユキノシタ
19	オオバトソウ	ラン
20	オオハマグルマ	キク
21	オオミズトンボ(サワトンボ)	ラン
22	オキナグサ	キンポウゲ
23	オキナワクジャク	イノモトソウ
24	オリヅルシダ	オシダ
25	オンツツジ(ツクシアカツツジ)	ツツジ
26	カキツバタ	アヤメ
27	カキラン	ラン
28	カノコユリ	ユリ
29	カヤラン	ラン
30	カンザシギボウシ	ユリ
31	ガンゼキラン(ホシケイランを含む。)	ラン
32	カンラン	ラン
33	キエビネ(オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。)	ラン
34	キイレツチトリモチ	ツチトリモチ
35	キキョウ	キキョウ
36	キキョウラン	ユリ
37	キヨスミウツボ	ハマウツボ
38	キンチャクアオイ	ウマノスズクサ
39	キンラン	ラン
40	ギンラン	ラン
41	ギンリョウソウ	イチヤクソウ
42	ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)	イチヤクソウ
43	クモキリソウ	ラン
44	クロフネサイシン	ウマノスズクサ
45	コイワカンスゲ	カヤツリグサ
46	コオニユリ	ユリ
47	コ克蘭	ラン
48	コケイラン	ラン
49	コバノミツバツツジ	ツツジ
50	コフウロ	フウロソウ
51	コミヤマカタバミ	カタバミ
52	サイコクミツバツツジ	ツツジ
53	サイハイラン	ラン

	種 名 ((別 名))	科 名
54	サザンカ	ツバキ
55	サツマイナモリ	アカネ
56	サツマノギク	キク
57	サワオグルマ	キク
58	ジガバチソウ	ラン
59	シノブ	シノブ
60	シバナ	ホロムイソウ
61	シャクジョウソウ	イチヤクソウ
62	シュスラン	ラン
63	シュンラン(ホクロ)	ラン
64	シロドウダン(ベニドウダンを含む。)	ツツジ
65	シロシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
66	シロヤマゼンマイ	ゼンマイ
67	ジンジソウ	ユキノシタ
68	ジンバイソウ	ラン
69	セツコク	ラン
70	センブリ	リンドウ
71	ダイサギソウ	ラン
72	タイトゴメ	ベンケイソウ
73	ダイモンジソウ	ユキノシタ
	(ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウ含む。)	
74	タカネハンショウヅル	キンポウゲ
75	タシロノガリヤス(イシズチノガリヤス)	イネ
76	チャルメルソウ	ユキノシタ
77	ツクシイワヘゴ	オシダ
78	ツクシガシワ	ガガイモ
79	ツクシヨウモリソウ	キク
80	ツクシヨゴメグサ	ゴマノハグサ
81	ツクシテンツキ	カヤツリグサ
82	ツクシトウヒレン	キク
83	ツチアケビ	ラン
84	ツチトリモチ	ツチトリモチ
85	ツメレンゲ	ベンケイソウ
86	テツホシダ	オシダ
87	トラノオスズカケ	ゴマノハグサ
88	トリガタハンショウヅル	キンポウゲ
89	ナギラン	ラン
90	ナゴラン	ラン
91	ナツエビネ	ラン
92	ニラバラン	ラン
93	ノジギク	キク
94	ノヒメユリ(スゲユリ)	ユリ
95	ハカマカズラ	マメ
96	ハマアザミ	キク
97	ハマウツボ	ハマウツボ
98	ハマオモト(ハマユウ)	ヒガンバナ
99	ハマジンチョウ(モクベンケイ)	ハマジンチョウ
100	ハマベノギク(イソノギク)	キク
101	ハマボウ	アオイ
102	ハマホラシノブ	イノモトソウ
103	ハママンネングサ	ベンケイソウ
104	ハンカイソウ	キク
105	ヒカゲツツジ	ツツジ
106	ヒツジグサ	スイレン
107	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
108	ヒナラン	ラン
109	ヒメキランソウ	シソ

	種 名 ((別 名))	科 名
110	ヒメスギラン	ヒカゲノカズラ
111	ヒメテンナンショウ	サトイモ
112	ヒメトケンラン	ラン
113	ヒメナベワリ	ビヤクブ
114	ヒメハマナデシコ	ナデシコ
115	ヒメヒゴタイ	キク
116	ヒメミヤマスミレ	スミレ
117	ヒモズル	ヒカゲノカズラ
118	フウラン	ラン
119	フジナデシコ(ハマナデシコ)	ナデシコ
120	ヘゴ	ヘゴ
121	ホウライシダ	イノモトソウ
122	ボウラン	ラン
123	ホコシダ	イノモトソウ
124	ホザキキケマン	ケシ
125	ホソバトラノオ(ホソバヒメトラノオ)	ゴマノハグサ
126	マツバラン	マツバラン
127	マルバノイチャクソウ	イチャクソウ
128	マンネンスギ	ヒカゲノカズラ
129	ミズゴケ属	ミズゴケ
130	ミツバグサ	セリ
131	ミミカキグサ	タヌキモ
132	ミヤコジマツツラフジ	ツツラフジ
133	ミヤマウズラ	ラン
134	ミヤマキリシマ	ツツジ
135	ムカゴソウ	ラン
136	ムカデラン	ラン
137	ムギラン	ラン
138	ムセサキセンブリ	リンドウ
139	モウセンゴケ	モウセンゴケ
140	ヤエヤマハギカズラ	マメ
141	ヤクシマツツジ(ヤクシマヤマツツジ)	ツツジ
142	ヤマラッキョウ	ユリ
143	リンドウ	リンドウ
144	レンゲツツジ(キレンゲ含む。)	ツツジ
145	ワチガイソウ	ナデシコ

参考資料2 海中公園地区内において採捕等を規制する動植物

雲仙天草国立公園海中公園内において捕獲等を規制する動植物
(昭和45年7月1日付け厚生省告示第235号)は、次のとおりである。

種類	分類等
熱帯魚	テンジクダイ科
	スズメダイ科
	チョウチョウウオ科
	ハコフグ科
	ミノカサゴ
	キハツソク
	キンギョハナダイ
	ミナミハタンボ
	イトヒキベラ
	ニシキベラ
さんご	ミドリイシ属
	コモンサンゴ属
	スリバチサンゴ属
	ハナヤサイサンゴ
	シコロサンゴ
	キクメイシ
	キクカサンゴ
	ノウサンゴ
	イボサンゴ
	タバネサンゴ
	ウミバラ
	ハナガササンゴ
	トゲトサカ属
	チヂミトサカ
	キバナトサカ
	アカバナトサカ
	イソバナ
	ハナヤギ
	ウミカラマツ
	サンゴイソギンチャク
	ウミキノコ属
海藻	カキノテ属
	サンゴモ属
	アントクメ
	アヤニシキ
	ナガミル
	ホソエガサ

緑化植栽樹木リスト

* 本リストは、天草地域の現地産樹木のうち、緑化植栽に適した樹種を用途別にまとめたものである。

1. 街路樹に適した樹種(植樹帯の樹種を含む。)

樹種	科名	性 状 及 び 特 性						花・果実
		高木・低木	陰陽	耐乾	耐潮	耐やせ地	砂質土	
アカマツ	マ ツ	常緑高木	陽	○		○	○	
クロマツ	"	"	"	○	○	○	○	
シラカシ	ブ ナ	"	半陽		○			
クスノキ	クスノキ	"	"					果(10月)
ヤマモモ	ヤマモモ	"	"	○	○	○	○	果(6~7月)
カクレミノ	ウコギ	"	陰		○			
サガンカ	ツバキ	常緑中木	"				○	花(10~3月)
ケヤキ	ニ レ	落葉高木	陽					
センダン	センダン	"	"					花(4~6月) 果(9~2月)
シャリンバイ	バ ラ	常緑低木	"	○	○	○	○	花(4~6月) 果(9~2月)
マサキ	ニシキギ	"	陰	○	○	○	○	
* キョウチクトウ	キョウチクトウ	"	陽	○	○		○	花(6~9月)
クチナシ	アカネ	"	半陽					花(4~6月)
トベラ	トベラ	"	陽	○	○		○	
ハマヒサカキ	ツバキ	"	陰		○			

* キョウチクトウは、現地産樹木ではないが、天草では比較的多く植栽されており、天草になじんでいるためリストにあげたものである。

2. 埋立地の修景植栽に適した樹種

樹種	科名	性 状 及 び 特 性						花・果実
		高木・低木	陰陽	耐乾	耐潮	耐やせ地	砂質土	
アカマツ	マ ツ	常緑高木	陽	○		○	○	
クロマツ	"	"	"	○	○	○	○	
スダジイ	ブ ナ	"	半陽		○			
アラカシ	"	"	"		○			
クスノキ	クスノキ	"	"					果(10月)
タブノキ	"	"	"		○			
ヤブツバキ	ツバキ	"	陰		○		○	花(10~3月)
モチノキ	モチノキ	"	"		○			果(11~12月)
ホルトノキ	ホルトノキ	"	"					
ヤマモモ	ヤマモモ	"	半陽	○	○	○	○	果(6~7月)
カクレミノ	ウコギ	"	陰		○			
アコウ	ク ワ	"	陽		○			
サザンカ	ツバキ	常緑中木	陰				○	花(10~3月)
ネムノキ	ネムノキ	落葉高木	陽	○	○	○		花(6~9月)
ヤマザクラ	バ ラ	"	"				○	花(3~4月)
センダン	センダン	"	"					花(4~6月) 果(9~2月)
ヤマツツジ	ツツジ	落葉低木	半陽			○		花(4~6月)
シャリンバイ	バ ラ	常緑低木	陽	○	○		○	花(4~6月) 果(9~2月)
マサキ	ニシキギ	"	陰	○	○	○	○	
ハクサンボク	スイカズラ	"	半陽					花(4~6月) 果(10~11月)
クチナシ	アカネ	"	"					花(4~6月)
トベラ	トベラ	"	陽	○	○		○	
ヒサカキ	ツバキ	"	陰		○			果(9~10月)
ハマヒサカキ	"	"	"		○			